

みなぎ台CATV 管理運営規程

第1条（目的）

本規程は、みなぎ台CATV管理組合同規約第4条3項、および第5条2項に基づき、組合の会計ならびに事業運営について定めたものである。

第2条（加入金）

新規加入者は管理組合加入金として1戸あたり20,000円を納入する。

なお、有線テレビ接続工事は別途組合員負担とする。

第3条（管理費）

1. 管理費は、1戸あたり1年間8,155円とする。
2. 組合員は毎年1月に所定の口座から管理費を自動引き落としにより納金する。
3. 年度途中から新規加入した者は、CATVケーブル接続工事完了後、翌月分より直後の12月末日までの管理費月割り分を管理会社に納金する。
4. 年度途中で脱退した組合員は、所定の手続きが完了していることを確認後、納金済み管理費の内、脱退翌月から直後12月までの管理費相当額の還付を請求することができる。
5. 公共・公益施設等の管理者は、別途方法により管理費を納金する。
6. 管理費にはNHK放送および衛星放送等の各戸別契約に基づく受信料は含まれない。

第4条（高規格化対応）

1. 本組合が管理設備等の高規格化を図る場合は、総会の議決を経て実施することができる。
2. 前項議決がなされた場合、必要な経費は組合保有資金から充当することができる。

第5条（一時金）

組合運営に不足金が生じたときは、総会の議決を経て組合員から一時金を徴収することができる。

第6条（管理費等の目的外使用禁止）

組合員から徴収した管理費等は、これを他の目的に流用してはならない。

第7条 (保有資金の保管方法)

本組合で保有する資金は、以下のルールの上に安全な管理に努める。

- (1) 保有資金の保管は、元金が保証される銀行預金を基本とする。
- (2) 金融商品などによる利殖行為は禁止とする。
- (3) ペイオフ制度が施行された場合は、一金融機関への預け入れはペイオフ制度による保証上限額以下とする。
- (4) 預金口座の名義人は、みなぎ台CATV管理組合理事長〇〇〇〇とし、毎年更新する。
- (5) 届出印は理事長印とする。
- (6) 預金通帳および印鑑の保管には金融機関の貸金庫を利用し、利用カードは理事長が保管し、鍵は会計が保管する。
- (7) 貸金庫の利用については、代理人登録(2枚目の利用カード発給)は禁止とする。
- (8) 小口現金保管用口座を除き、キャッシュカードの作成は禁止とし、出金方法は通帳と印鑑による方法のみとする。

第8条 (工事業者)

組合加入および脱退にともなう工事は、組合が指定する業者に限る。

第9条 (管理費等の扱い)

組合員が納入した加入金は理由の如何を問わず返還しない。また、加入金および管理費は総会の議決によりその額を増減できる。

第10条 (理事・監事の手当)

自治会役員より選出された理事・監事の手当については無しとする。

自治会役員以外でみなぎ台CATV管理組合の理事・監事として任に就く者については、下記の金額を年度末に支給する。

理事長	1万円/年
各理事	4千円/年
監事	4千円/年

第11条 (組合員の機種選定)

組合員は、その使用するテレビ機種および購入方法等について組合から制限を受けない。但し、将来テレビ放送のデジタル化等による送受信システムの変更に伴い、テレビ受像機の改良変更が余儀なくされることとなっても、組合に対し異議申し立てはできない。

第 1 2 条 (管理施設の修復)

1. 天災地変ならびに不測の事故等で管理施設の全部または一部が消滅・毀損した場合、復旧・修復費用は管理会社が負担する。但し、復旧・修復が管理会社の受託業務範囲を越える場合、理事会議決により、緊急避難的措置として組合保有資金から復旧・修復の費用に充てることができる。
2. 前項支出があった場合、理事会は速やかに総会を開催し、その報告を行う。
3. 過失・無過失にかかわらず、組合管理施設に損害を与えた者は、補修費等損害復旧に要する費用を負担しなければならない。

第 1 3 条 (通知義務)

1. 組合員は次の各号に該当することとなった場合、速やかにその旨を組合に通知する。
 - (1) 貸与等により第三者に入居させる時。
 - (2) 一時休止する時、および休止後再開する時。
 - (3) 本組合から脱退する時。
2. 前項規定の通知は、別記様式にて管理会社を通じて提出する。

第 1 4 条 (細則の扱い)

本規程以外に別途細則が必要となった場合は、理事会にて作成し組合員に通知する。

附 則

- ・本規程は、平成 6 年 8 月 20 日付け運営規程を改正し、平成 14 年 10 月 27 日から適用する。
- ・平成 25 年度より、本組合の運営母体を「みなぎ台 5 地区連合自治会会議」へ移行させることに伴い、手当の見直しを行い平成 25 年 6 月 2 日より運営規程を改定する。